

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2021年 6月 25日

枚方市長 殿



提出者

住 所 大阪府大阪市北区曽根崎

2丁目12番7号

氏 名 川崎重工業株式会社 関西支社

支社長 河合 宗一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6484-9317

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	枚方市東部清掃工場
事業場の所在地	枚方市大字尊延寺2949番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	08 設備工事業
② 事業の規模	請負金額： 5億円
③ 従業員数	平均作業員数（工事期間）： 20人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	（耐火物工事） 燃え殻→中間処理業者に委託して、コンクリート固型化处理して、管理型最終処分場にて処分。 （ろ過式集じん器ろ布取替工事） ばいじん（廃ろ布）→中間処理業者に委託して、焼却・熔融処理して、管理型最終処分場にて処分。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	燃え殻（下記以外）	ばいじん（有害）
	排 出 量	80.6 t	1.04 t
	(これまでに実施した取組) (これまでに実施した取組) ・ 産廃対象物の付着物の除去（燃え殻、ばいじん）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん（有害）
	排 出 量	42 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記と同様な取り組みを実施する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ ばいじん（ろ布）は、付着している飛灰等を出来るだけ 払い落とした。 ・ 燃え殻（廃耐火物）は、付着したクリンカ等を除去した。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記と同様な取り組みを実施する。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻（下記以外）	ばいじん（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・自ら特別管理産業廃棄物の中間処理を実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・自ら特別管理産業廃棄物の中間処理を予定していない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻（下記以外）	ばいじん（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・自ら特別管理産業廃棄物の中間処理を実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・自ら特別管理産業廃棄物の中間処理を予定していない。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻（下記以外）	ばいじん（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・自ら特別管理産業廃棄物の再生利用を実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・自ら特別管理産業廃棄物の中間処理を予定していない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻（下記以外）	ばいじん（有害）
	全処理委託量	80.6 t	1.04 t
	優良認定処理業者への処理委託量	80.6 t	1.04 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん（有害）
	全処理委託量	42 t	1 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	42 t	1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	83.64 t	
	(今後実施する予定の取組)		
電子マニフェストの義務化に伴い、電子マニフェスト対応処理業者との契約及び令和2年度から電子マニフェストの号入。			
※事務処理欄			

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- ④ 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所属:環境プラント総括部O&M技術部 役職・氏名:部長・■■■■■■■■	
廃棄物	所属:環境プラント総括部O&M技術部西部技術課	
管理担当	氏名:■■■■■■■■ (枚方市東部清掃工場 現場事務所 現場代理人)	
役割	廃棄物処理 統括責任者	廃棄物処理方針の策定 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認 廃棄物処理業者との委託契約の締結
	廃棄物 管理担当	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 処理業者の調査、選定及び管理 産業廃棄物管理票の管理 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 協力会社に対する教育、啓発 その他関係する事項

